

第4次障害者計画及び第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）（案）

に関するパブリックコメント結果

照会期間	令和6年1月10日（水）～2月8日（木）
資料の閲覧方法	役場等に資料を設置、町ホームページに掲載
募集方法	持参、郵送、ファックス、Webフォームから受付
意見提出件数	4人（8件）

No.	該当箇所	ご意見	町の考え方
1	障害者計画 P13～14	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域福祉のネットワークづくり」について、支援施策の取組内容に、「障害者や高齢者が行方不明になった時のためのネットワークの構築」を盛り込むべき。役所、警察、福祉機関、鉄道・バス会社等の関係機関が素早く対応出来るよう、事前に登録情報を共有するネットワークシステムの構築が望まれる。他市事例として、茅ヶ崎市では「障害児(者)のためのSOSネットワーク事業」というシステムを整えている。 	<p>➤ ご意見をいただいた点につきましては、障害者計画 P14【施策の展開】個別施策①小地域ネットワーク活動の推進に含んでいるものと考えています。具体的には、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等については、「認知症高齢者見守りネットワーク」を活用し、日頃の見守りや行方不明時の捜索を行うなど、関係機関との連携に努めています。また、障害者等が行方不明になった際には、社会福祉協議会が主体となる「いまどこネット」を活用し、初動捜査の協力等、関係機関の連携に努めております。今後、ご意見いただいた内容も含め、より実効性のある地域福祉ネットワークの充実に努めてまいります。</p>
2	障害者計画 P4	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1章第3節計画の策定体制と第4節計画の推進体制に障害者当事者が構成員として入ることを明記し、決定と協議に当事者が直接関わることで現実的で実行性ある計画になることを望む。 	<p>➤ 計画策定・推進に係る会議への当事者の参画は非常に重要であると考えています。計画策定・推進に関し、中心的な役割を果たす島本町障害者施策推進協議会には、関係団体からの選出や公募委員として、障害者・家族等に参画いただいており、現実的で実行性ある計画となる様努めているところでございます。また、P35（4）行政への参画【施策の展開】個別施策①障害者の意見を聴く機会の確保に記載しているとおり、その他の会議等についても同様に、障害者・家族等の行政への参画に努めています。なお、ご意見をいただいた計画中の記載につきましては、障害者・家族等が構成員として参画されていることが明確にわかる様、記載方法を修正いたします。</p>

No.	該当箇所	ご意見	町の考え方
3	障害者計画 P41～42	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の個別避難計画について、全国の何処でいつ地震が起きてもおかしくない状況である。防災・減災のため、何よりも命を守るために、特に避難に支援が必要な障害者の個別避難計画の策定と、その実際の訓練と検証が欠かせない。個別避難計画の策定には多くの協力者が必要ですが、実際の訓練と検証を計画に明記して、実効性のある避難計画にしていただくことを望む。 	<p>➤ 災害発生時における障害者の避難については、「避難行動要支援者登録制度」の周知及び適切な運用を図るとともに、引き続き、特に優先度の高い登録者を中心に、「個別避難計画」の作成を推進してまいります。ご指摘のとおり、「個別避難計画」の作成には多くの協力者が必要であることから、自主防災会をはじめとした地域の支援機関との情報共有・協力体制の構築に努め、地域での支援体制づくりを進めるとともに、訓練・検証の実施を推進し、実効性の高い避難計画の作成に努めてまいります。</p>
4	アンケート 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート実施の際、18歳以上について、記入者は誰か。特に知的障害者は親が主になっているのではないかと推察される。ファシリテーター、施設職員、相談員による聞き取りを実施してほしい。 	<p>➤ 18歳以上の方用の調査票は、基本的にはご本人に記入を依頼しておりますが、ご本人が記入することが難しい場合は、ご家族や介助者がご本人の意見を聞きながら、またはご本人の気持ちを考えながら記入していただくようお願いしています。アンケート調査報告書 P75 には、18歳以上の方用の調査票におけるアンケート回答者の内訳について記載があり、「ご本人」が 68.5%、次いで「ご本人のご家族」が 21.3% となっています。</p>
5	アンケート 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用している事業や制度について、知的障害・身体障害に特化した内容になっていないか。聴覚言語障害対象の手話通訳や要約筆記派遣事業が示されておらず、ニーズが潜在化してしまう。アンケート項目の改善や、補強のために、若年・手話を言語とする障害者への聞き取りを実施してほしい。(役場職員に手話通訳者がいるので、思うほど時間を要せずに聞き取りは任せられる。) 	<p>➤ アンケート調査報告書 P203 の【福祉サービスの利用について】問 34 は、福祉サービスの今後の利用予定を把握するための設問となっていますが、アンケート調査全体の分量を考慮し、調査項目を設定しています。令和4年の障害者情報・アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行を受け、聴覚障害者等を対象とした情報コミュニケーションに特化した設問（18歳未満：問 30 18歳以上：問 32）を設けるなど、アンケート項目の改善について努めているところですが、引き続き、次回以降の検討課題とさせていただきます。また、計画策定にあたっては、今後も当事者へのアンケート調査のほか、関係団体・事業所等に対するヒアリングを実施するなど、障害者のニーズ把握に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	ご意見	町の考え方
6	障害福祉計画（障害児福祉計画） P33	● 手話奉仕員養成研修がいまだ検討中とのことだが、聴覚言語障害の手帳所持者の抽出・聴き取りが必要。大山崎町や豊能・能勢・熊取町など府内町村でも既実施であったり、隣接市町村との広域連携で実施されており、「実施」へ踏み込んだ記載を求める。	➤ 本町では、社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成研修等の活動を支援しています。手話奉仕員養成研修については、実施に至っておりませんが、引き続き社会福祉協議会と実施に向けて検討を進めてまいります。なお、ご意見をいただいた計画中の記載につきましては、第7期中の実施見込について、「無」→「検討」に記載方法を修正いたします。
7	障害福祉計画（障害児福祉計画） P41	● 医療的ケア児について、既実施の事業は再度見直し、医療的ケア児の放課後・卒業後の進路、ネグレクトについて、条件整備すると明確に示してもらいたい。	➤ 医療的ケア児等への支援については、障害福祉計画（障害児福祉計画）P19(4)に記載しているとおり、医療的ケア児支援の協議の場を令和5年度に開催するとともに、対象児童が発生した場合は必要に応じてケース会議を開催するなど、支援ニーズの把握と発達に応じた支援の推進を図っています。今後は、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの活用や、事業所の確保に努め、医療的ケア児の放課後・卒業後の支援等も含めて体制整備を進めてまいります。
8	障害福祉計画（障害児福祉計画） P33	● 手話ボランティア養成講座に聴覚障害者の講師を入れて欲しいと要望を出したが、変化が見られない。現在全国で手話言語条例制定が続く中、島本町での手話ボランティア養成講座を引き続き実施しているが、手話奉仕員養成講座への取組に対しての計画がまだ進まない状態が続いている。手話を母語とする人たちが町民と関わる唯一の手段が手話であり、これらに対する取組が見られないのが貴重な機会の損失に他ならないのではないか。聴覚障害者及び手話を取り扱う作品により手話は今までより身近になりつつあり、2025年にはデフリンピックが開催される。町としてこういう機会を逃さず、手話言語条例制定のための委員会設置を進め、聴覚障害者を含む当事者とともに手話奉仕員養成講座の実施のための計画を盛り込んでいくことを強く主張する。	➤ 本町では社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成講座の活動を支援しています。ご意見いただいた要望につきましては、改めて同センターと共有し、より良い講座内容を検討するとともに、手話奉仕員養成研修についても、引き続き社会福祉協議会と実施に向けて検討を進めてまいります。なお、ご意見をいただいた計画中の記載につきましては、第7期中の実施見込について、「無」→「検討」に記載方法を修正いたします。